

今月の注目

最低賃金について考えよう

令和4年10月6日～ **858円** (福島県) ※予定

※1時間あたり

①最低賃金との比較に含めないもの

- ①臨時の賃金 ②1ヵ月超ごとの賃金 ③時間外・休日・深夜割増
④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

※上記を除いて最低賃金と比較します

②比較方法

種類	比較
①時間給制	時間給 \geq 最低賃金
②日給制	日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金
③月給制	月給 \div 月平均所定労働時間(年間労働日数 \times 所定労働時間 \div 12)) \geq 最低賃金
④出来高請負(歩合)	歩合給(出来高等) \div 総労働時間 \geq 最低賃金
⑤上記の組み合わせ	基本給が時間給や日給で、手当が月給など ⇒上記により時間額に換算後合算 \geq 最低賃金

※10/6以降の労働に対しては、賃金締日に関係なく上記最低賃金が適用されます。

※最低賃金法の罰則(最低賃金法40条)・・・50万円以下の罰金

<事務所より>

最低賃金は「時給」だけが関係あるわけではありません。完全週休2日制で1日所定8hの月給者の場合の最低賃金は「149,292円」(149,292円 \div 174h(261日 \times 8h/12))となります。みなさまのところでは、どうですか？



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目4番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail: info@eto-srgs.com